

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日

総長裁定制定

(前略)

(級別資格基準表の適用方法)

第5条

(中略)

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる教職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の教職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて教職員となった者

(2) 前号に該当し、その後引き続いて国家公務員、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、公庫・公団等の職員(公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に掲げる法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。)国立大学法人の職員又は独立行政法人等の役員(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人(特定独立行政法人を除く。))又は国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人(日本郵政公社を除く。))の役員をいう。(以下「国家公務員等」という。)となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて教職員となった者及び前号に準じて国家公務員等として勤務した後、引き続いて教職員となった者

(中略)

(経験年数を有する者の号俸)

第14条 新たに教職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第11条第1項の規定による号俸(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、教職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて総長の定めるものに従事した期間のある教職員の経験年数のうち部内の他の教職員との均衡を考慮して総長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第29条第1項に規定する特定教職員であるときは、~~2~~別表第8に定める昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸(総長の定める者にあつては、当該号俸の数に3を超えない範囲内で総長の定める数を加えて得た数を号数とする号俸)とすることができる。

(中略)

(昇格)

第18条 教職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 前項の規定により教職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である教職員に対する前項第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない教職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると総長が認めた場合は、この限りでない。

5 前3項の規定にかかわらず、教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、総長の承認を得て昇格させることができる。

(中略)

(昇給日)

第26条 給与規程第8条第1項で定める日は、~~第3-2-31条又は第3-3-32条~~に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第27条 給与規程第8条第1項の規定による昇給(~~第3-2-31条又は第3-3-32条~~に定めるところにより行うものを除く。第29条及び~~第30条~~において同じ。)は、当該教職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない教職員は、昇給しない。

(中略)

(特定教職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第29条 ~~一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員(以下この条及び次条において「特定教職員」という。)を給与規程第8条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該特定教職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第8に定める特定教職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定教職員は、昇給しない。~~

~~2~~ 特定教職員教職員の昇給区分は勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第27条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定教職員教職員が次の各号に掲げる特定教職員教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定教職員教職員に該当するか否かの判断は、総長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定教職員教職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定教職員教職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定教職員教職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定教職員教職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定教職員教職員 E

~~2~~ 次の各号に掲げる特定教職員教職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 総長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに教職員となった特定教職員に者~~に~~あつては、新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定教職員教職員(前項第5号に掲げる教職員に該当する特定教職員及び教職員及び次号に掲げる特定教職員を教職員を~~除く~~。) D
- (2) 総長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定教職員教職員 E

~~4~~ 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定教職員教職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ総長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

~~5~~ 前3項の規定により昇給区分を決定する特定教職員教職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定教職員教職員の数の割合は、総長の定める割合に概ねおおむね合致していなければならない。

5 給与規程第8条第1項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

6 前年の昇給日後に新たに教職員となった特定教職員又は者又は同日後に第20条第3項、第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)若しくは第34条の規定により号俸を決定された特定教職員の者の昇給の号俸数は、~~第1項前項~~の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(総長の定める特定教職員にあつては、教職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号俸数を超えない範囲内で総長の定める号俸数)とする。~~この場合において、この項の規定による号俸数が零となる特定教職員は、昇給しない。~~

7 前2項の規定による号俸数が零となる教職員は、昇給しない。

~~7~~ 第1項第5項又は前項第6項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸

の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第22条に規定する異動をした特定教職員教職員にあつては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる特定教職員教職員の昇給の号俸数は、~~第1項第5項~~及び~~前項第6項~~の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

~~第9条~~ ~~第1項~~の昇給日において~~第2項第1項~~の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定教職員教職員の昇給の号俸数の合計は、~~特定教職員の定員教職員数~~、~~第5項第4項~~の総長の定める割合等を考慮して総長の定める号俸数を超えてはならない。

(特定教職員以外の教職員の昇給の号俸数)

~~第30条~~ 特定教職員以外の教職員を給与規程第8条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号俸数の基準については、~~当分の間、別に定める。~~

### 第30条 削除

(中略)

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正給与規程附則第2項条適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成~~17~~18年達示第28号)附則第2条の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた教職員(当該職務の級を一般職俸給表(一)の10級に定められた教職員を除く。次項及び第4項において「改正給与規程附則第2項条適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる教職員に対するこの細則による改正後の細則(以下「新細則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(中略)

3 改正給与規程附則第2項条適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新細則第18条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあ

るのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、一般職俸給表(一)2級若しくは5級又は一般職俸給表(二)の4級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった教職員にあつては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成~~17~~18年達示第28号)附則第2条の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同給与規程附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった教職員にあつては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(改正給与規程附則第2項条適用職員の切替日における昇格又は降格の特例)

4 改正給与規程附則第2項条適用職員のうち、切替日に昇格又は降格した教職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして新細則第20条又は第21条の規定を適用する。

(初任給に関する経過措置)

5 平成19年1月1日以後に新たに教職員となり、その者の号俸の決定について細則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに教職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下この項において「特定号俸」という。)の号数から同細則第11条第1項の規定による号俸(同細則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。)の号数を減じた数を4(新たに教職員となった者が~~同細則第29条第1項に規定する特定教職員で~~特定教職員(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同細則第28条各号に掲げる教職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、同細則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日(平成22年1月1日以後に新たに教職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の~~10月1日~~(同細則第29条第1項に規定する11月1日(特定教職員にあつては、同年の~~8月1日~~10月1日)以後である場合にあつては、同年の翌年の1月1日)の翌日

から採用日までの間における同細則第26条に規定する昇給日(平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

(平成19年1月1日までの間における特定教職員の昇給の号俸数の特例)

- 6 平成19年1月1日までの間における細則第29条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE(給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける特定教職員にあっては、C、D又はE)」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに教職員となった特定教職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)若しくは第35.34条の規定により号俸を決定された特定教職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定教職員」と、「その者の新たに教職員となった日又は号俸を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後に新たに教職員となった特定教職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)若しくは第35.34条の規定により号俸を決定された特定教職員にあっては、新たに教職員となった日又は号俸を決定された日)」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における特定教職員の昇給の号俸数の特例)

- 7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における細則第29条第1項第29条第5項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「E(給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける特定教職員にあっては、~~D又はE~~号俸数(当該号俸数が負となるときは、零))」とする。

(平成19年1月1日における一般教職員の昇給の号俸数等)

- 8 平成19年1月1日において、特定教職員(細則第29条第1項に規定する特定教職員をいう。)以外の教職員(以下「一般教職員」という。)を給与規程第8条第1項の規定による昇給(同細則第32.31条又は第32.32条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに教職員となった一般教職員又は切替日後に同細則第20条第3項、第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)若しくは第35.34条の規定により号俸を決定された一般教職員にあっては、新たに教職員となった日又は号俸を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(総長の定める一般教職員にあっては、総長の定める号俸数)とする。この場合において、次に掲げる一般教職員は、昇給しない。

(中略)

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(在級年数等に関する経過措置)

2 施行日の前日に助教授であった者が施行日に准教授となった者及び施行日の前日に助手であった者が施行日に助教に配置換えされた者の別表第2の級別資格基準表の適用については、施行日の前日までの助教授又は助手としての在級年数を准教授又は助教としての在級年数に通算する。

(中略)

一般職俸給表 (二) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 電話交換手の職務 2 一般技能職員（物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 3 自動車運転手の職務 4 守衛又は巡視の職務 5 用務員、労務作業員等（以下「用務員等」という。）の職務
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 5 数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務
3級	1 数名の電話交換手を直接指揮監督する組長又は高度の技能若しくは経験を必要とする電話交換手の職務 2 数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 3 数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 4 相当数の守衛若しくは巡視を直接指揮監督する守衛長若しくは巡視長又は特に困難な業務を行う守衛若しくは巡視の職務 5 相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務
<del>5級</del> 4級	1 多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 2 多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長又は特に困難な業務を行う一般技能職員の職務 3 多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務 4 多数の守衛又は巡視を直接指揮監督する守衛長又は巡視長の職務
<del>6級</del> 5級	1 極めて多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 2 極めて多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長の職務

教育職俸給表 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	<del>学部、附置研究施設又は学部</del> に附属して設置される教育施設若しくは研究施設において教授研究の補助を行い、併せて学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う職務 <b>教務職員の職務</b>
2級	<del>助手の職務</del> <b>助教又は助手の職務</b>
3級	講師の職務
4級	<del>助教授の職務</del> <b>准教授の職務</b>
5級	教授の職務
6級	総長が別に定める

(中略)

教育職俸給表 級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
教授	大学卒				3		別に定める
				<del>6</del> 0	9	16	
	短大卒				3		別に定める
				<del>9</del> 0	12	19	
<del>助教授</del> 准教授	大学卒			6	3		
			<del>2.5</del> 0	6	9		
	短大卒			6	3		
			0	9	12		
講師	大学卒			6			
			0	6			
	短大卒			6			
			<del>2.5</del> 0	9			
<del>助手</del> 助教 助手	大学卒						
			0				
	短大卒		2.5				
		0	2.5				
教務職員	大学卒						
		0					
	短大卒						
		0					

(中略)

別表第3 学歴免許等資格区分表 (第5条関係)

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準 学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了(大学6卒後相当)	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了(大学6卒後のものに限る。) (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院課程の修了(修士の学位を取得後若しくは博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められた後に医学又は歯学に関する課程を修了した者に限る。 (3) 学校教育法第68条の2第2項又は第3項の規定による博士の学位(医学又は歯学に関する学位に限る。) (4) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が22年以上で、医学又は歯学に関する学位に限る。) <u>(5) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格</u>
	二 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 学校教育法第68条の2第2項又は第3項の規定による博士の学位 (3) 外国における博士の学位に相当する学位(通算修学年数が21年以上となるものに限る。) <u>(4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格</u>
	三 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 <del>(2) 学校教育法第68条の2第3項の規定による修士の学位</del> <u>(2) 学校教育法による大学院の博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設けないものに限る。))において修士課程修了の要件を満たしていると認められたもの</u> <del>(4) (3) 外国における修士の学位に相当する学位(通算修学年数が18年以上となるものに限る。)</del> <u>(4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格</u>
	四 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	五 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	六 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	七 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 <u>(2) 国立看護大学校看護学部の卒業</u> <del>(2) (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業</del> <del>(3) (4) 海上保安大学校本科の卒業</del> <del>(4) (5) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格</del>
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
	二 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格

4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると総長が認める学歴免許等の資格
-------	-----	---

備考 この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

#### 別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経 歴		換 算 率
国家公務員、特定独立行政法人の職員、地方公務員、公庫等の職員、国立大学法人の職員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	教職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合は、100/100 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員 <del>教職員</del> としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100 以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合は、80/100 以下）
	その他の期間	25/100 以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合及び教育職俸給表の適用を受ける教職員に適用する場合は、50/100 以下）

#### 備 考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が教職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が教職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下（部内の他の教職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、教職員としての職務に役立つと認められる期間で総長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を総長が別に定める。

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒（16年）	短大卒（14年）	高校卒（12年）	中学卒（9年）
博士課程修了 （大学6卒後相当）	22年	+6年	+8年	+10年	+13年
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

## 備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について総長が別段の定めをした職員教職員については、総長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

(中略)

教育職俸給表 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助 <del>手</del> 助 教 助 手	博士課程修了 (大学6 卒後相当)	2級3 7号俸
	博士課程修了	2級3 1号俸
	修士課程修了 大学6 卒 専門職学位課程修了	2級1 3号俸
	大学卒	2級 1号俸
教務職員	博士課程修了 (大学6 卒後相当)	1級4 9号俸
	博士課程修了	1級4 3号俸
	修士課程修了 大学6 卒 専門職学位課程修了	1級2 5号俸
	大学卒	1級1 3号俸
	短大卒	1級 1号俸

(中略)

医療職俸給表 (二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大学卒	2級1 1号俸
	短大3 卒	2級5 号俸
看護師	短大3 卒	2級5 号俸
	短大2 卒	2級1 号俸
准看護師	准看護師養成所卒	1級1 号俸

備考

- この表の「准看護師養成所卒」については、別表第2の医療職俸給表(二) 級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。
- この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職俸給表(二) 級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。
- 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級~~1 3~~ 1 5号俸、「短大2 卒」にあつては2級9号俸とする。

(中略)

別表第8 ~~特定教職員昇給号俸数表（第29条関係）~~ 昇給号俸数表（第29条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	<del>8号俸以上</del> <u>8以上</u>	<del>6号俸</del> <u>6</u>	<del>3号俸</del> <u>4</u> <u>（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第28条各号に掲げる教職員にあつては、3）</u>	<del>2号俸</del> <u>2</u>	<u>0</u>
	<del>4号俸以上</del> <u>4以上</u>	<del>3号俸</del> <u>3</u>	<del>2号俸</del> <u>2</u>	<del>1号俸</del> <u>1</u>	<u>0</u>

備考

この表に定める上段の号俸数は給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員に、下段の号俸数は同号の規定の適用を受ける教職員に適用する。

別表第9 ~~休職期間等換算表（第41条関係）~~ 第35条関係

休職等の期間	換算率
京都大学教職員就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3/3以下
京都大学教職員就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1/3以下 （結核性疾患によるものである場合にあっては、1/2以下）
京都大学教職員就業規則第15条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3/3以下
京都大学教職員就業規則第15条第1項第3号の規定による休職の期間	3/3以下

~~備考~~

~~1 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける俸給月額を受けるに至った日以後の休職等の期間に限るものとする。~~